

税 金

7月3日(金) までに国民健康保険税第1期の納付

を過ぎると、その日数に応じて延滞 ストアなどで納付してください。 いように金融機関・コンビニエンス 金が加算されますので、 は、7月31日(金)です。 国民健康保険税第1期分の納期限 お忘れのな 納期限

問い合わせ/吉備庁舎税務課 金屋庁舎やすらぎ福祉課 清水行政局住民福祉室

〔課(ふか) 限度額につい[民健康保険税の て

課限度額が変更になりました。 者支援金分および介護納付金分の賦 国民健康保険税の医療分、 平成27年度から税制改正に伴い、 後期高齢

52万円、 引き上げられます。 度額が14万円から16万円にそれぞれ 16万円から17万円、 医療分の賦課限度額が51万円から 支援金分の賦課限度額が 介護分の賦課限

問い合わせ/吉備庁舎税務課

軽減の判定基準所得が変更になりま 軽減措置の拡大のため、 国民健康保険税の軽減を受けるこ

とができる世帯の所得基準額は、 ※特定同一世帯所属者とは、 の計算方法となります。 ず、同一の世帯に属する方をいい 者となった後も、 ら後期高齢者医療制度へ移行され た方で、後期高齢者医療の被保険 世帯主が変わら 国保 次

ができます。 が該当する割合の軽減を受けること 計算方法により算出された基準額を 下回れば、課税する均等割・平等割 者の総所得金額などの合計が、 被保険者、および特定同一世帯所属 国保の納税義務者、世帯に属する

平成 27 年度

52 万円

17 万円

16 万円

85 万円

ことができません。収入の有無にかか わらず所得申告が必要となります。 告者が1人でもいれば軽減を受ける 員の方の所得申告などがされていな いと軽減判定ができないため、

平成 26 年度

51 万円

16 万円

14 万円

81 万円

ませんが、原則的に世帯の対象者全

軽減については申請の必要はあり

軽減措置について国民健康保険税の

平成27年度から低所得者に対する 2割・5割

軽減割合	軽減判定基準額
2割	◎総所得金額の合計が 33 万円+(国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)× 47 万円 以下
5割	◎総所得金額の合計が 33 万円+(国保被保険者数+特定同一世帯所属者数)× 26 万円 以下
フ割	◎総所得金額の合計が 33 万円 以下

問い合わせ/吉備庁舎税務課

療

支援金分

護

医

介

合

分

分

計